

大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業（法施行令第3条の4）

番 号	作 業 の 種 類
1	特定建築材料（※）が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業
2	特定建築材料（※）が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業

※特定建築材料とは（法施行令第3条の3）

①吹付け石綿

②石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

注）いずれも石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えるもの

（平成18年9月5日付環水大大発第060905003号より）